

白水保育園 運営規程

（施設の目的）

第1条 白水保育園（以下、「本園」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及びなごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（施設の運営方針）

第2条 乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、その提供に当たっては、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めるものとする。

2 保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 白水保育園
- (2) 所在地 名古屋市南区鶴見通 1-3-11 及び 1-3-8（乳児棟）

（提供する特定教育・保育の内容）

第4条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号。以下「教育・保育要領」という。）等を踏まえ、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を適切に行うものとする。

- (1) 教育・保育の提供
- (2) 給食の提供
- (3) その他専門教育・保育にかかる行事等

- (4) 障害児保育
- (5) 産休あけ保育
- (6) 早朝・延長保育事業
- (7) 地域子育て支援センター事業
- (8) 産休あけ・育休あけ保育所入所予約事業

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 本園に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 園長 1名（常勤職員）
園長は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 副園長 1名（常勤職員）
副園長は、園長を補佐し、命を受けて園務を整理するとともに、必要に応じて園児の教育及び保育を行う。
- (3) 主幹保育教諭 2名以内（常勤職員）
主幹保育教諭は、園長・副園長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理するとともに、指導保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。必要に応じ園児の教育及び保育の補助をおこなうものとする。
- (4) 指導保育教諭 6名（常勤職員）
指導保育教諭は、園児の教育及び保育を行うとともに、保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- (5) 保育教諭 26名程度（常勤職員20名、非常勤職員6名）
保育教諭は、園児の教育及び保育を行う。
- (6) 調理員 4名程度（常勤職員1名 非常勤3名）
調理員は、園長の命を受けて園務の一部を整理するとともに、園児の栄養の指導及び管理を行う。
- (7) 看護師 1名（常勤職員）
看護師は嘱託医の補助及び園児の健康管理及び園児の看護業務を行う。
- (8) 事務職員 1名（常勤職員）
事務職員は、事務に従事する。
- (9) その他職員（用務員及びバス運転手） 若干名
- (10) 特別の事情のあるときは、保育教諭に代えて講師を置くことができる。

（教育及び保育を提供する日）

第6条 教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次の日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）及び12月29日から1月3日まで
 - (2) 本園が別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業
 - (3) その他園長が必要と認めた日
 - (4) ただし、上記、(2)～(3)の休園日に教育・保育を希望する1号認定の方は別表の日額の基本料を支払っていただきます。
- 2 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

（教育及び保育提供する時間）

第7条 教育を提供する時間は、8時30分から15時30分までの間の8時30分～13時00分の概ね4時間とする。

- 2 保育を提供する時間は、次のとおりとする。
- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時30分から18時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、早朝7時00分から7時30分（自主事業）と夕刻18時00分から19時30分までの範囲内で、早朝・延長保育を提供する。ただし、土曜日はその限りではない。

（11時間開所以内）

- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、早朝7時00分から7時30分（自主事業）と朝7時30分から8時30分と夕刻16時30分から19時30分までの範囲内で、早朝・延長保育を提供する。ただし、土曜日はその限りではない。（11時間開所以内）

（利用者負担額等の受領）

第8条 本園は、教育及び保育を提供した際は、園児の保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 本事業所は、前項の支払を受ける額のほか、保育において提供される便宜に要

する費用のうち別表に掲げる費用及び教育・保育の質の向上を図る上で特に必要である別表に掲げる対価の支払を園児の保護者から受けることができるものとする。

- 3 本園は、前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った園児の保護者に対し交付するものとする。
- 4 本園は、第2項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに園児の保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、園児の保護者に対して説明を行い、同意を得るものとする。

（利用定員）

第9条 保育所の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども 30人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども 132人
- (3) 法第19条第1項第3号の子どものうち、満1歳以上の子ども 102人
- (4) 法第19条第1項第3号の子どものうち、満1歳未満の子ども 26人

（教育の利用開始、終了に関する事項）

第10条 支給認定を受けた保護者で、現に監護している幼児について教育の利用をしようとするものは、必要な添付書類とともに、入園願書を所定の期日までに園長に提出するものとする。

- 2 教育の利用の申込みがあった幼児の数が前条1号に掲げる定員を超える場合にあっては、原則先着順により入園児の決定を行うものとする。
- 3 園児が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該園児にかかる教育の提供を終了することとする。
 - (1) 園児の保護者が利用の基準に該当しなくなったとき。
 - (2) 前号のほか、本園の利用を継続することが困難な事由があるとき。

（保育の利用開始、終了に関する事項）

第11条 支給認定を受けた保護者で、現に監護している乳児・幼児について保育の利用をしようとするものは、保育利用申込書を当該保護者の住所地を所管区域とする社会福祉事務所の長（以下「事務所長」という。）に提出するものとする。

- 2 保育の利用の申込みがあった乳児・幼児の数が施設の定員を超える場合にあって

は、事務所長が名古屋市長の定める基準により調整を行うものとする。

3 園児が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該園児にかかる保育の提供を終了することとする。

(1) 園児が小学校へ就学したとき

(2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」第19条第2号及び第3号に基づく支給認定を受けられなくなったとき

(3) 前号のほか、本園の利用を継続することが困難な事由があるとき。

(利用の申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第12条 本園は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由が無ければ、これを拒まないものとする。

(斡旋・調整及び要請に対する協力)

第13条 本園は子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により市町村が行う斡旋及び要請に対し、できる限り協力するものとする。

(緊急時等の対応方法)

第14条 本園の職員は、現に教育及び保育の提供を行っているときに園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第15条 本園は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 本園は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 本園は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めるものとする。

4 避難準備情報・避難勧告・避難指示、特別警報発令時、本園が適用地域内の場合解除されるまで休園となります。登園後に発令された場合は、避難場所まで避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えに来てください。

（防犯及び事故防止）

第 16 条 本園は、園児の安全を確保するため、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 17 条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（苦情解決）

第 18 条 本園は、その提供した教育及び保育に関する園児又は園児の保護者その他の当該園児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

（記録の整備）

第 19 条 本園は、園児に対する教育及び保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 教育及び保育の提供に当たっての計画
- (2) 提供した教育及び保育にかかる必要な事項の提供の記録
- (3) 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）」第 19 条に規定する市町村への通知にかかる記録
- (4) 園児の保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して経過及び処置についての記録

（その他運営に関する重要事項）

第 20 条 本園は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 26 日名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにするものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 4 月 1 日改定施行する

平成 29 年 4 月 1 日改定施行する

平成 30 年 4 月 1 日改定施行する